

なりすまし詐欺被害防止広報用マスコットキャラクター
「カクニンジャー福くん」の使用に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、別記「なりすまし詐欺被害防止広報用マスコットキャラクター「カクニンジャー福くん」」（以下「カクニンジャー福くん」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2 権利

「カクニンジャー福くん」に関する一切の権利は、福島県警察（以下「県警察」という。）、福島県金融機関防犯対策協議会（以下「金防協議会」という。）及び一般社団法人福島県銀行協会（以下「銀行協会」という。）に属する。

第3 使用承認の基準

使用目的、使用方法が「なりすまし詐欺」の被害防止に寄与する場合には、「カクニンジャー福くん」の使用を認めるものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、使用を認めない。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 県警察や金防協議会、銀行協会のイメージ、品位を傷つけるおそれのある場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合、及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがあると認められる場合
- (7) 「カクニンジャー福くん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 「カクニンジャー福くん」の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) 「カクニンジャー福くん」の画像が原形と差異があると認められる場合
- (10) その他、承認することが不相当と認められる場合

第4 使用方法

1 「カクニンジャー福くん」の使用に際しては、承認された用途に限り使用するものとする。

2 承認を受けようとする者は、別記に定めるデザインのみとする。

ただし、次の各号に該当する場合は、事前に県警察と協議して了承を得なければならない。

- (1) 「カクニンジャー福くん」のデザインの一部のみを使用する場合

- (2) 「カクニンジャー福くん」のデザインを变形、加工する場合
- (3) 「カクニンジャー福くん」のデザインを他の図形や文字と重ねて使用する場合

第5 使用料

「カクニンジャー福くん」の使用料は無償とする。

第6 使用承認申請

1 「カクニンジャー福くん」を使用する場合は、福島県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、承認申請を行わなければならない。ただし、次の各号に該当する場合であって、事前に協議をしている場合を除く。

- (1) 国、地方公共団体、公益社団法人福島県防犯協会連合会、福島県内の各地区防犯協会連合会が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

2 前項の承認を受けようとする者は、「なりすまし詐欺被害防止広報用マスコットキャラクター「カクニンジャー福くん」使用承認申請書」（別記様式第1号）に次の書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

- (1) 「カクニンジャー福くん」の利用状況がわかる完成見本等
- (2) その他本部長が必要と認める書類

3 既に受けた使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「なりすまし詐欺被害防止広報用マスコットキャラクター「カクニンジャー福くん」使用承認変更申請書」（別記様式第2号）により変更承認申請を行わなければならない。

4 本部長は、申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

第7 承認通知

1 使用を承認するものについては、「なりすまし詐欺被害防止広報用マスコットキャラクター「カクニンジャー福くん」使用承認書」（別記様式第3号）を交付する。

2 本部長は、使用を承認するに際し条件を付することができる。

第8 不承認通知

「カクニンジャー福くん」の使用を承認しない場合は、申請者に対し書面によりその旨を通知する。

第9 使用上の遵守事項

第7の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難な者については、写真等を提出すること。
- (3) 第7の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

第10 使用状況及び使用実績の確認

必要と認めた場合には、使用者に対して必要な帳簿、記録等の資料の提出や説明を求め、「カクニンジャー福くん」の使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。

第11 地位の承継

相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

第12 使用承認の取消し等

次の各号に該当する場合は、使用承認の取消し、使用条件の変更、使用物件の回収を求める等の措置を行うことができる。

- (1) 使用承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 「カクニンジャー福くん」を使用承認条件に違反して使用した場合
- (3) 第3の各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他本部長が必要と認めた場合

第13 損害賠償等の責任

- 1 「カクニンジャー福くん」の使用に関し、福島県警察、金防協議会及び銀行協会
は損害賠償の一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、「カクニンジャー福くん」を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害
を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県警察、金防協議会及び銀行協会に迷
惑を及ぼさないように処理するものとする。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、「カクニンジャー福くん」の使用に関し必要な事項は、
本部長が別に定める。

別記様式第1号

なりすまし詐欺被害防止広報用マスコットキャラクター
「カクニンジャー福くん」使用承認申請書

平成 年 月 日

福島県警察本部長 殿

住所
(所在地)

氏名
(名称及び代表者)

電話番号

「カクニンジャー福くん」のデザインについて、下記のとおり使用申請します。
なお、使用条件に違反した場合は、承認の取消し又は使用物件の回収の要求等を受けても異議ありません。

記

項目	内容
使用目的 (趣旨)	
使用方法 (該当するものを ○で囲む)	・ポスター、チラシ ・雑誌等の書籍 ・商品 ・景品 ・広告 ・その他 ()
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用する媒体等	
使用する地域	
その他	

別記様式第1号

なりすまし詐欺被害防止広報用マスコットキャラクター
「カクニンジャー福くん」使用承認申請書（記載例）

平成27年10月30日

福島県警察本部長 殿

住所 福島市杉妻町〇番〇号
(所在地)

氏名 〇〇〇〇株式会社 代表 〇〇 〇〇
(名称及び代表者)

電話番号 000-0000-000

「カクニンジャー福くん」のデザインについて、下記のとおり使用申請します。
なお、使用条件に違反した場合は、承認の取消し又は使用物件の回収の要求等を受けても異議ありません。

記

項目	内容
使用目的（趣旨）	社員が営業活動を通じて、高齢者に対して「なりすまし詐欺」に関するチラシを配布して被害防止広報を行う。
使用方法 （該当するものを ○で囲む）	・ポスター、チラシ ・雑誌等の書籍 ・商品 ・景品 ・広告 ・その他 ()
使用期間	平成27年11月15日～平成28年3月31日
使用する媒体等	紙
使用する地域	県内全域
その他	

別記様式第2号

なりすまし詐欺被害防止広報用マスコットキャラクター
「カクニンジャー福くん」使用承認変更申請書

平成 年 月 日

福島県警察本部長 殿

住所
(所在地)

氏名
(名称及び代表者)

電話番号

「カクニンジャー福くん」のデザインについて、下記のとおり使用変更申請します。
記

項 目	内 容
変更前	
変更後	

別記様式第2号

なりすまし詐欺被害防止広報用マスコットキャラクター
「カクニンジャー福くん」使用承認変更申請書（記載例）

平成27年11月30日

福島県警察本部長 殿

住所 福島市杉妻町〇番〇号
(所在地)

氏名 〇〇〇〇株式会社 代表 〇〇 〇〇
(名称及び代表者)

電話番号 000-0000-000

「カクニンジャー福くん」のデザインについて、下記のとおり使用変更申請します。
記

項目	内容
変更前	使用期間 平成27年11月15日～平成28年3月31日
変更後	使用期間 平成27年11月15日～平成28年12月31日

別記様式第3号

なりすまし詐欺被害防止広報用マスコットキャラクター
「カクニンジャー福くん」使用承認書

第 号
平成 年 月 日

(申請者)

様

福島県警察本部長

平成 年 月 日付けで申請のあった「カクニンジャー福くん」のデザインの使用について、下記のとおり承認します。

記

項目	内容
使用目的(趣旨)	
使用方法	
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用する媒体等	
使用する地域	
使用条件	使用に際しては、なりすまし詐欺被害防止広報用マスコットキャラクター「カクニンジャー福くん」の使用に関する要綱及び承認内容を遵守すること。